

和地ひとみレポート No.362

令和2年第3回市議会定例会

市税条例で多くの内容を改正。

GIGAスクール関連で6億5780万円の契約



■コロナ対策を取りながらも通常通りの会期

…9月1日から令和2年第3回市議会定例会が始まりました。今年の市議会定例会は新型コロナウイルス感染症の影響で第1回定例会（3月）は一般質問を急遽中止し会期を短縮。また第2回定例会（6月）は定額給付金の事務を市が行っていることに配慮して、一般質問については各会派1名、50分程度に短縮しました。（通常は持ち時間1人100分）

…そして本会議場については、換気をするために扉を数か所開いたままにし、議決のない一般質問の際は、約半分の議員は別室で一般質問の内容を聞くようにしたり、答弁をする市長部局についても、一般質問の内容に対して答弁を行う部課長のみが議場に入るといった密を避ける対策をとっています。

…今回の第3回市議会定例会については、このような対策は前回までと同様ですが、一般質問については通常通り通告を出した議員が通常通り持ち時間100分で実施できることとし、少しでも通常の定例会に戻った日程で開かれています。

■議案は

…今定例会には議決案件24件（昨年度の決算6件、専決処分の承認1件、条例の一部改正6件、補正予算6件、市道路線関係4件、契約案件1件）が提出されました。条例改正や補正予算の多くは新型コロナウイルス感染症に関連した内容のもの。初日の本会議では昨年度の決算関係の議案6件は決算特別委員会で別途審議されるため、それら以外の議案を審議。様々な質疑が出ましたが、すべて原案通り可決されました。

【専決処分の承認】

◆一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出ともに1,222万円の増額

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、かかりつけ医が必要と判断した場合、市民が迅速にPCR検査を受けることができる体制を整えるため、1日も早く市内にPCRセンターを設置するために8月17日に市長が専決処分をした。

【条例の一部改正】

①東大和市税条例等の一部を改正する条例

国の令和2年度税制改正と新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法等の一部改正に伴う改正。

➡固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等の事例において、調査を尽くしても所有者が一人も特定できない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税できる規定の新設整備。（※東大和市内には相続人がいない所が2か所あるが、使用者もいないため、該当する者は現状いない）

➡所有者として登記されている個人等が死亡している場合、相続人等現所有者に賦課徴収に必要な事項の申告を求められることができる規定の新設整備。

➡これまで、未婚のひとり親は寡婦(夫)控除の対象となっていなかったが、令和2年度税制改正により、令和3年度の個人住民税から控除の対象とする見直しが行われた。また、この見直しに伴い個人住民税における人的非課税対象(前年の合計所得金額が135万円以下の者)についても、ひとり親および寡婦(夫)を対象とする見直しが行われたことを受けて規程を整備。

➡新型コロナウイルス感染症対策として、燃費性能に優れた自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置があるが、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする規定の整備。

➡生産性革命の実現に向けた事業用家屋及び構築物を、固定資産税の軽減のための課税標準の特例措置の対象に加える規定の新設。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行った事業者等が対象。

➡低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の新設。人口減少が進展し利用ニーズが低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡の促進及び適切な利用管理の確保、そして所有者不明土地の発生予防を目的とした特例措置。

➡軽量の葉巻たばこについて、紙巻たばこの本数へ換算して課税する既定の整備。令和2年10月1日と令和3年10月1日の2段階で実施。

➡新型コロナウイルス感染症等の影響により、イベントが中止等になり、主催者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した場合、寄付金控除の適用対象とする規定の新設。

➡住宅借入金等特別税額控除について、新型コロナウイルス感染症の影響で入居期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、契約期限等一定の要件を満たすことにより、控除対象とする規定の新設。

➡浸水被害軽減地区(洪水浸水想定区域内で浸水の拡大を抑制する効果があると認められる地区)内の土地について、「わがまち特例」により、都市計画税の軽減のための課税標準の特例措置を導入するための規定の新設。

➡有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する改正。

(裏面に続く)

②東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和2年度税制改正の“個人が保有する低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例控除の規定”を適用するための一部改正。都市計画区域内にある低未利用地等(500万円以下で、所有期間が5年を超えるもの)を令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡した場合、上限100万円まで所得控除する。所得金額が100万円に満たない場合は全額控除。

③東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

市内金融機関の意向を踏まえ、市と金融機関双方の事務処理軽減等を図るため、預託金を廃止するとともに、今まで要件が厳しく年に0~2件程度しか利用がなかったものの利用促進と、市が行っている創業塾の卒業生を対象とすべく、独立開業者を含めた創業者への支援を拡充するための改正。独立開業資金を廃止して、創業資金および特定創業資金を新設するが、創業資金及び特定創業資金は、東大和市特例小口零細企業資金融資要綱の一部改正により規定する。

④東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の

一部を改正する条例

③の小口事業資金融資条例の一部改正による独立開業資金の廃止および東大和市特例小口零細企業資金融資要綱の一部改正による創業資金および特定創業資金の新設に伴い、利子補給の対象要件について独立開業資金に関する規定を削除し、創業資金及び特定創業資金に関する融資限度額(創業資金500万円以下、特定創業資金700万円以下)や償還期間(創業資金5年以内、特定創業資金7年以内)の要件を新たに規定する一部改正。

⑤東大和市後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例

⑥東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

⑤⑥ともに地方税法等の一部改正に伴い、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正するなど保険料の延滞金に係る文言等について所要の改正を行う。

■補正予算は

…今定例会では前述の専決処分の承認で示された補正予算のほかに、一般会計補正予算(第6号)と特別会計の補正予算もありましたが、すべて原案通り可決されました。

【一般会計補正予算(第6号)】

歳入歳出ともに16億185万2千円の増額

◆補正が生じた主な理由

①平成31年度決算剰余金の確定に伴い、歳入において繰越金を約11億8400万円増額補正し、歳出においては財政調整基金(≒市の普通預金)と公共施設等整備基金に積み戻すため、基金積立金(原資分)を約6億5800万円減額補正。

②国からの地方特例交付金、普通交付税、臨時財政対策債の令和2年度の額の確定に伴う増額補正。

③老朽化に伴う本庁舎の冷温水発生機更新工事基本設計委託と高圧受電用区分開閉器等取換工事費(約1700万円)や職員のテレワークに向けた庁内ネットワーク構築委託等にかかる(約1億6,300万円)歳出を補正計上。

④民間保育園、児童館、学童保育等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る消耗品および備品購入費(約4,600万円)と(仮称)清水一丁目保育園の施設整備費(約1,900万円)を補正計上。

【国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)】

歳入歳出ともに2億6,487万1千円の増額

【土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)】

歳入歳出ともに395万8千円の増額

【介護保険事業特別会計補正予算(第1号)】

歳入歳出ともに4億9,701万5千円の増額

【後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)】

歳入歳出ともに3,273万5千円の増額

【下水道事業会計補正予算(第1号)】

◆収益的収入および支出

・下水道事業収益 58万7千円の減額

・下水道事業費用 129万6千円の減額

◆企業債の補正(変更)

・資本費平準化債の増額 470万円

…今回の一般会計補正予算(第6号)の結果、令和2年度の東大和市の一般会計の予算規模は447億304万1千円とさらに大きくなりました。

■大きな契約案件も

…今回の定例会には市議会の議決の必要な大きな契約案件も議案として上程されました。これは「東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」で定められているもので、予定額2,000万円以上の動産の買入の契約締結が対象です。

…今回の議案の契約は市立小・中学校を対象としたGIGAスクール実現のための電算器機等の購入契約で契約金額は6億5,780万円。概要は特別支援学級用のI-Pad約115台、先生用のノートパソコン約300台、児童・生徒用のノートパソコン約6500台、学校のLAN工事など約3億7000万円などとなっています。

…この契約の議案への質疑だけでなく、今回の定例会では複数の議員がGIGAスクールの内容や期待する効果などについて一般質問で取り上げています。

全国的に一気に広がる児童・生徒一人1台のパソコンを活用したGIGAスクール。東大和でも遅れずに導入するためのハードの整備は進めていますが、教育効果を上げるソフト面の整備と準備も同時に進めることが費用対効果の最大化の実現には必要です。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。コロナ禍において、駅頭での配布は一時、控えております。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。『学校』の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在3期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。



東大和市 市議会議員

和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP: <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102